

## 西神戸ラグビースクール会則

### (名称)

第1条 当団体は、西神戸ラグビースクール（以下「当スクール」という。）と称する。

### (所在地)

第2条 当スクールの本部所在地は、当スクール校長の住所とする。

### (目的)

第3条 当スクールは、ラグビーフットボールを通じ、神戸市西部及びその近隣地域に在住する青少年たちの知力・体力及び協調性をもたらす健全な精神を育成することを目的とする。

### (活動内容)

第4条 当スクールは、前条の目的を達成するため、ラグビーフットボールの練習、試合、講習会、その他レクリエーション等の活動を行う。

2 次条に定める当スクールの構成員及びその他の者が前項の活動に参加する場合は、当該活動に適した装備及び服装で参加しなければならない。

### (構成員)

第5条 当スクールは、生徒及びその保護者並びにコーチで構成するものとする。

2 前項の構成員（以下「当スクール構成員」という。）のうち、生徒及びコーチは、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

ただし、生徒の保護者が当スクールの諸活動に臨時に従事する場合は、当該保護者も同様にスポーツ安全保険に加入するものとする。

### (生徒)

第6条 当スクールの生徒は、所定の入校申込書を当スクール校長に提出し、入校を認められた幼児、小学生及び中学生とする。

2 前項の入校手続き等の詳細は、別に定める。

### (コーチ)

第7条 当スクールのコーチは、ラグビーフットボールの指導及び子どもの育成を適切に

行える能力を有し、第9条に定める運営委員会（以下「運営委員会」という。）の要請を受けた者とする。

2 コーチは、第3条に定める目的を達成するため、当学校の生徒を指導し、第4条の活動を分担するものとする。

（規則の遵守）

第8条 当学校構成員は、会則その他当学校の諸規則を遵守しなければならない。

（運営委員会）

第9条 当学校の運営は、運営委員会が行うものとする。

2 運営委員会は、コーチの中から運営委員会の指名によって選出された次の者によって構成するものとする。

(1) 当学校の校長

(2) 当学校の運営部・総務部・指導部・経理部・広報部の各部長・副部長

(3) その他運営委員会が指名した者

3 前項の運営委員会各構成者の任期は2年（再任を妨げない）とし、それぞれの職務内容は、別に定める。

（コーチ会議）

第10条 運営委員会は、毎年度適宜必要に応じてコーチ会議を開催し、当学校の運営方針、活動の内容及びスケジュール、会計報告、その他当学校の運営に関し必要となる事項について出席コーチの意見を聴き、承認を得るものとする。

（退校）

第11条 運営委員会は、次のいずれかに当てはまる当学校の構成員について、退校させることができるものとする。ただし、第2号及び第3号については、指導又は助言したにもかかわらず改善されない場合とする。

(1) 生徒本人又はその保護者若しくはコーチ本人から退校の申し出があった者

- (2) 当スクールの諸活動に出席常ならざる者
- (3) 協調性・積極性・敢闘精神に欠け、ラグビーゲーム又は団体活動に適さぬ者
- (4) 第 12 条に定める会費等を正当な理由なく 6 箇月以上にわたって滞納した者
- (5) 当スクールの会則その他諸規則に違反し、又は当スクールの名誉を著しく傷つけた者
- (6) その他運営委員会が退校を相当とした者

(会費)

第 12 条 生徒及びコーチは、別に定める会費を当スクールに納入しなければならない。

2 いったん納入された会費は、原則として返還しないものとする。

3 会費の納入方法その他詳細については、別に定める。

(運営費)

第 13 条 当スクールの運営費は、前項に定める会費のほか、当スクールの活動において必要に応じ納入される臨時会費、寄付金、その他当スクールの活動を通じて生じる余剰金等により充当するものとする。

(会計・事業年度)

第 14 条 当スクールの会計及び事業年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日で終わるものとする。

2 当スクールの会計及び事業の結果は、その翌年度に保護者の中から選出された者 2 名による会計監査を受けなければならない。

(スクール誌)

第 15 条 当スクールは、スクール誌を毎年度 1 回編集・発行し、生徒及びにコーチに配布するほか、その他運営委員会が必要と認めた団体又は個人に配布することができるものとする。

2 前項のスクール誌には、当年度の運営体制、生徒及びコーチの名簿、会則、前年度の会計報告及び監査結果、その他必要な事項を掲載するものとする。

(慶弔)

第 16 条 当スクール構成員の慶弔は、次のとおり行うものとする。

- (1) 慶事に関する祝儀については、その都度運営委員会にて協議し決定する。
- (2) 生徒又はコーチが死亡した場合の弔意は、ご霊前 10,000 円及び供花とする。
- (3) 生徒の両親又は兄弟姉妹が死亡し、若しくはコーチの配偶者が死亡した場合の弔意は、ご霊前 5,000 円及び供花とする。
- (4) 生徒又はコーチが重大な事故に遭った場合のお見舞いについては、その都度運営委員会にて協議し決定する。

(雑則)

第 17 条 この会則に定めのない事項については、当スクールの関係諸規則によるほか、運営委員会が定めるものとする。

(会則の改廃)

第 18 条 この会則の改廃は、コーチ会議の承認を経た上で、運営委員会が行うものとする。

附 則

この会則は、平成元年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 20 年 1 月 1 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。